

16富士見ふるさと祭り模擬店出店要領

1 富士見ふるさと祭りの概要・趣旨について

①概要

- 開催日時 10月22日（土）午前9時から午後3時45分まで
- 開催場所 文化の杜公園を中心に、市役所南側駐車場、職員駐車場（諏訪小学校北側）、市民文化会館キラリ☆ふじみ

②趣旨

「富士見ふるさと祭り」は、市内の各種団体を中心に実行委員会を組織し、市民の皆さんの力で創り上げる市の一大イベントです。その中で、市内在住・在勤者で構成される非営利団体の方々にご参加いただいている模擬店は、祭りの風情を盛り上げるうえで欠かせない存在となっています。

祭りに来場された市民のみなさんが、富士見市をふるさととして愛着を深めるとともに、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員と模擬店を出店される方々で創りあげてまいりたいと思います。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。



2 参加資格・条件

①参加資格

- ・市内在住・在勤者で構成されている非営利団体で3名以上のグループであること。（※未成年者のみでの出店はできません。）

②参加条件

- ・富士見ふるさと祭りの「趣旨」に賛同し、本要領内の記載事項等を遵守できること。
- ・出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- ・暴力団排除活動の一環として、主催者が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- ・祭り当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書を携帯し、実行委員会及び警察から求められた際には、これを呈示するなど従事者確認に協力すること。
- ・その他出店に関する事項について、主催者及び警察の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

（富士見ふるさと祭り実行委員会会則第13条ほか）

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- (2) 暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- (3) 法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- (4) 営利活動、広告宣伝を主目的として参加するもの
- (5) 政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行うもの
- (6) その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者

3 模擬店の参加申込方法

受付期間：8月8日（月）午前9時から 9月2日（金）午後5時まで
（土・日・祝日は除く）

受付場所：協働推進課（富士見市役所2階）

募集店数：27店

※受付期間内であっても、募集店数に達した時点で受付は終了とします。

キャンセル待ち等は一切いたしません。

<受付時に用意していただくもの>

<申込書類関係>

- 1 富士見ふるさと祭り模擬店参加申込書
- 2 誓約書（P 4 参照）
- 3 臨時出店の概要（P 4 参照）
- 4 露店等の開設届出書（P 4・5 参照）
※出店の際に火気器具・電気器具を使用する方のみ
- 5 細菌検査の結果（P 5・6 参照）
※飲食模擬店の調理に携わる方のみ
- 6 細菌検査申込書兼同意書（P 5・6 参照）
※実行委員会指定の検体検査を受検希望の方のみ
（個別に検査結果を提出する場合は不要）



<出店費用関係>

- 1 出店料8,000円（机1台、イス2脚含む）
- 2 電気使用料500円
※使用する模擬店の方のみ（最大1000Wまで）
- 3 飲食物危険補償特約保険料500円
※飲食模擬店の方のみ
- 4 細菌検体検査料800円（1検体につき）
※実行委員会指定の検体検査を受検希望の方のみ

4 出店者説明会の開催について

日 時：9月20日（火）午後1時30分から

場 所：富士見市役所 2階 第1・2会議室

説明会では、出店にあたっての詳細等を説明するとともに、出店位置の決定（抽選）を行うので、必ず出席してください。出店位置の変更等の希望がある場合は、説明会時に他の出席者の合意が得られた場合のみ尊重します。

5 誓約書について

「誓約書」は、記入、捺印のうえ必ず提出してください。また、「誓約書」裏面の当日従事者名簿に、当日運営にかかわる方全員（販売・調理に携わる方全て）を記入して提出してください。

6 臨時出店の概要について

臨時出店の概要は、食品の取り扱いの有無にかかわらず提出してください。

記入例を参考に、食品の取扱方法や店舗平面図等の記入をお願いします。

「従事者名簿」欄については、事務局でまとめて提出するため、記入不要です。

7 露店等の開設届出書について

火気・電気を使用する方は、「露店等の開設届出書」を提出してください。

○記入箇所

- (1) 届出者の住所・電話・氏名・届出者の印
- (2) 消火器の設置本数
- (3) 現場責任者氏名・電話

【対象器具】

- ・ 気体燃料を使用する器具 → ガスコンロ、カセットコンロ等
- ・ 液体燃料を使用する器具 → 発電機、石油ストーブ等
- ・ 固体燃料を使用する器具 → バーベキューコンロ、七輪等
- ・ 電気を使用する器具 → ホットプレート、綿菓子製造機等

※火気・電気を使用する場合、消火器の設置が義務付けられていますので、消火器を準備したうえで出店してください。

用意できない場合は、レンタル（実費負担あり）もできますので、ご相談ください。

8 使用する電気製品等についての注意事項

①電気使用料 1店500円（1,000Wまで）

- ・申請したものの以外の電気製品の使用はできません。
- ・過去に電源が落ちるトラブルが発生しています。事前に使用する電気製品の電気使用容量のチェックを十分に行ってください。

②電気製品のプラグの先端が曲がっているもの、壊れているものは事故防止のため使用しないでください。

③電気を使用する団体のみ、1店に2口コンセントを用意します。それ以外のコンセントや他テントのコンセントは使用しないでください。

④ホットプレート・冷蔵庫等電気容量が大きいものの使用を避け、代用品（ガスコンロやクーラーボックス）の活用をお願いします。

⑤プロパンガス等の火気取扱いについては、十分注意してください。

⑥発電機の使用は可とします。

使用する団体は近隣の出店者の方に同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。

9 飲食模擬店を出店される方へ

①調理従事者全員が**必ず**細菌検体検査を受け、その結果（O-157の検査項目を含むもの）を**9月21日（水）正午まで**に事務局へご提出ください。

◎3か月前の検査結果より有効としますが、できるだけ開催日に近いものをご提出ください。

②実行委員会で検体検査を行いますので、希望される方は8月8日(月)からの出店申込時にお申し出ください。なお、その際は「細菌検査申込書兼同意書」の提出及び検査料（1検体800円）の支払いが必要となります。

※検体の提出について

期間：9月20日（火）午前8時30分から9月21日（水）正午まで

場所：富士見市役所 2階 協働推進課

③飲食料品を扱う団体の方には、必ず実行委員会指定の賠償責任保険（食品危険特約補償特約）に加入していただきます。※下記参照

④取り扱い品の主な仕入先を参加申込書にご記入ください。（保健所に提出する際に必要となります。）

⑤衛生上、容器・スプーン等は使い捨てのものを使用してください。

⑥その他詳細につきましては、食品衛生講習会（出店者説明会時）における保健所からの指導事項を遵守してください。

⑦模擬店で使用する水道水は、必ず指定の場所で確保してください。なお、野菜等の洗い物をする場合は、排水がつまらないように十分注意してください。

⑧汁物等（うどん・とん汁等）を取り扱う出店者の方は、臭いの元となりますので、残った汁等は会場内（駐車場・植栽帯・U字溝等）に捨てないでください。持ち帰るか、会場に設置されている流し台に流すよう協力をお願いします。

食品危険特約補償特約の内容

- | | |
|--------|---|
| ◆ 保険種類 | 富士見ふるさと祭りの賠償責任保険
（食品危険特約補償特約） |
| ◆ 保険期間 | 平成28年10月22日の一日間 |
| ◆ 保険料 | <u>1店につき500円</u> |
| ◆ 補償内容 | 富士見ふるさと祭りに出店中、各出店で提供した飲食物や製造販売した物の欠陥が原因で生じた万一の食中毒等の事故に対して、被保険者（出店者）が法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。
◎事 故 1名5,000万円（限度3億円）
◎物 損 3,000万円限度 |

10 模擬店で取り扱える品目・取り扱えない品目について

取り扱う食品は、具材等を含め必ず当日調理し、十分加熱処理したものを販売してください。

(例) ○取り扱える飲食品目

おでん、たこ焼き、お好み焼き、焼きそば、焼きうどん、
ドッグ類、クレープ類、カステラ類、焼きまんじゅう類、焼きだんご類、
アイスクリーム（但し完成品に限る）、ジュース（但し完成品に限る）、
生ビールと缶ビール

×取り扱えない飲食品目（許可しません）

ご飯もの（寿司、おにぎり類）、生もの、生クリームを使用したもの、
冷やしきゅうり、かき氷、水あめ、ビン入りの飲み物

※食材の調理や加工及び衛生面に十分留意し、細心の注意を払ってください。

以下は、取り扱いできません。

「前日に作り置きしたもの」
「加熱処理をしていないもの」
「直接手を触れて調理するもの」



11 会場美化（ゴミの適正処理）について

- ①出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。
- ②販売品によって著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものは避けてください。
- ③使用するゴミ袋には、必ず団体名及び代表者氏名を明記してください。
- ④ゴミ袋は、透明または半透明のものを使用してください。

⑤ゴミは分別してから搬出してください。分別できていないものは「持ち帰り」いただく場合があります。分別は以下のとおりです。

- (1) 可燃ごみ（生ゴミ、紙くず、汚れたプラスチック・発泡スチロール類）
- (2) 資源プラスチック（きれいなビニール袋やきれいなプラスチック容器等）
- (3) ダンボール（折りたたんで、ひもで縛ってください）
- (4) 発泡スチロールの箱（蓋を含む。必ず洗って出してください。汚れているものや壊れているものは、小片にして可燃ゴミで搬出してください。）

■以下のゴミは持ち帰ってください。

- (1) 24 cm×24 cm×35 cm を超えるゴミ
- (2) 調味料等、出店者から出るビン
- (3) 不燃ゴミ、有害ゴミ（電池等）



⑥生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちにごみ収集車へ運んでください。

搬出時間

○可燃ゴミ・資源プラスチック ⇒ 午前9時30分から午後4時まで

○段ボール・発泡スチロール ⇒ 午後2時30分から午後4時まで

※ゴミ収集場所では係員の指示に従ってください。

12 注意事項

以下の場合に出店を取り消します。また、納入済みの出店料等の返金はできません。

- (1) 「2 参加資格・条件」（P 2）に示す要件に適合しないと判明した場合
- (2) 申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
- (3) 「誓約書」を提出しない場合
- (4) 出店者説明会を無断欠席した場合
- (5) 飲食模擬店の方で、調理従事者の方全員分の細菌検査結果を提出しない、かつ実行委員会が行う検体検査を受検しない場合

※そのほか、出店申込みから店の片付け・清掃まで、出店要領に定める事項やその他注意事項を守らなかったり、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかけ、不安を与えるような行動をとったりするなど、「富士見ふるさと祭りにふさわしくない」と主催者が判断した場合は、出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店は取り消します。代表者は、各従事者に周知してください。

13 その他

- ①出店は、10月22日（土）午前9時から午後3時45分までです。
- ②当日が雨天の場合もふるさと祭りが中止にならない限り、出店は可能です。出店者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となった場合は、各模擬店代表者の方へ事務局から連絡します。
- ③ふるさと祭りが中止となった場合は、出店料のみ返金します。（細菌検査料、保険料、電気使用料、追加備品料については返金しません。）それ以外の場合については、出店料等の返金は一切できません。 予めご承知おきください。
- ④祭り終了後は、午後4時までに片付けを終了するようご協力をお願いします。
- ⑤出店位置は必ず指定された場所を守ってください。
- ⑥テントは、実行委員会で用意します。【テントサイズ：2.7m×3.6m】
※会場の都合上、1団体1張とします。
- ⑦各テントには、机1台、イス2脚を用意します。それ以上必要な場合は、机1台800円、イス1脚200円にて承ります。そのほかの必要器材は、各出店者で用意してください。なお、それらの器材の紛失については、実行委員会は責任を負いません。
- ⑧商品やイス・テーブルをテント外に並べる行為や、ハンドマイク・スピーカー等での呼び込みは禁止します。
- ⑨イベントの性質上、各種マスメディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページなどに使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。

⑩物品の搬出入については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、出店を取り消しする場合があります。

- (1) **交通規制時間内（午前9時から午後4時）の車での搬出入は禁止します。**
規制中は、模擬店出店者用駐車場から台車等を活用して搬出入願います。
- (2) **会場内への車の乗り入れは禁止です。**
- (3) 1店につき駐車場1台分を、職員第1駐車場もしくは図書館駐車場に用意します。（駐車場の指定場所が記載された「駐車許可証」を、出店者説明会の際にお渡しします。）
- (4) 職員第1駐車場内は一方通行です。体育館側入口からの一方通行で入場してください。また、時間は午前8時15分から午前8時45分の間に入場し、指定の場所に駐車してください。
- (5) 図書館駐車場は図書館利用者も使用するため、**指定された場所以外には絶対に駐車しないでください。**

⑪申請した事項に変更が生じたときは、市役所協働推進課までご連絡ください。
なお、販売物の変更は**9月20日（火）まで**にお知らせください。それ以降の変更は認めません。

【問合せ】

〒16富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（協働推進課内）

電話：049-251-2711（内線256）

FAX：049-254-2000

E-mail：kyodo@city.fujimi.saitama.jp

担当：新井・大塚・田口

